

令和6年6月版 総合評価方式の試行に関する運用ガイドライン 改定概要

1 改定の基本方針

公共工事の品質は、工事の特性や地域の実情に応じて多様な入札及び契約方法の中から適切な方法を選択することで確保することが求められており、その方法の一つとして「総合評価方式」の活用が示されている。このため、茨城県が発注する工事において実施する総合評価一般競争入札に関し必要な事項として、土木部及び農林水産部農地局（以下（「農地局」という。）では、「総合評価方式の試行に関する運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を、それぞれ定めている。

このガイドラインは、本来、行政の統一保持の観点から、茨城県の内部組織において同一のものであることが望ましいと考えられる。しかし、土地改良工事は土木部が発注する工事とは異なる要素や特性があるため、土木部が定めるガイドラインを基本に独自の評価基準を定めている。

以上のことから、農地局が定めるガイドラインの改定にあたっては、土木部で改定する内容に対応したものとする。

2 改定概要

(1) 評価基準等の改定

| 評価項目 | 改定内容 | | 備考 |
|------------------|---|---------------|----|
| | 土木部 (R6/3 改定) | 農地局 (R6/6 改定) | |
| 週休2日制工事の施工実績の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・評価の対象は入札年度を除く過去2か年度に竣工した「週休2日制促進工事」における履行実績取組証がある場合とする。 ※評価の対象 入札日の年度を含めた過去2か年度のうち入札公告日まで → 入札年度を除く過去2か年度 ※履行実績の対象 完全週休2日制 → 週休2日制 | ○同左 | |

(2) 技術評価点 **【変更なし】**

(3) その他 ①誤謬等の修正を実施した。

②企業の施工実績に関して、土木部では担い手の参入を促すため、R6/3に施工実績対象を茨城県→地方公共団体と改定したが、農地局では既に対応済のため、今回は改定内容とはならない。

以上